

令和3年2月26日開催

令和2年度
燕市農業委員会第11回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第11回総会 議事録

1. 開催日時 令和3年2月26日(金曜日)
午後1時30分～午後2時8分

2. 開催場所 燕市役所 4階 委員会室

3. 出席委員(28名)

1番 金山 吉夫	11番 早渡 秀夫	21番 江口 保
2番 長谷川治仁	12番 大久保政博	22番 山浦 博
3番 原田國太郎	13番 山上 忠	23番 小川 芳秀
4番 渡邊美代子	14番 中村 幸夫	24番 本井佐登志
5番 佐藤 春夫	15番 伊藤 均	25番 佐藤 信一
6番 江辺 耕一	16番 伊藤 和夫	26番 遠藤 忠夫
7番 川本 敏夫	17番 土田 喜七	27番 三浦 哲郎
8番 笠原 久幸	18番 本田 繁	28番 澤口 義明
10番 山田 直子	19番 荻原 一郎	29番 和田 正春
	20番 明田栄以知	

4. 欠席委員(1名)

欠席 1名 9番 廣野和夫

欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第29号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第30号 農地の転用事実に関する照会について

報告第31号 電気事業者が送電用若しくは配電用の施設等に供するための転用届けについて

(4) 議事

- 議案第 62 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 議案第 63 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 議案第 64 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
- 議案第 65 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定
について及び農用地利用配分計画の認可について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池和恵 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

本井 佐登志 (会長)

8. 議事録署名委員

5 番 佐藤春夫 6 番 江辺耕一

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の欠席委員は、議席番号9番 廣野和夫委員より欠席の連絡がありましたので、報告致します。</p> <p>各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願い致します。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は28名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第11回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。</p> <p>議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号5 佐藤春夫 委員及び</p> <p>議席番号6 江辺耕一 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>それでは、会長報告第29号から31号について、一括して事務局に報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第29号、「農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）」の報告であります。</p> <p>はじめに、利用権の解約であります。</p> <p>なお番号226番から228番は、基盤法売買に伴う解約であります。</p> <p>受付番号226番 又新字道下の田、1筆、面積66㎡、小作権の解約であります。</p> <p>受付番号227番 又新字道下の田、1筆、面積386㎡、小作権の解約であります。</p> <p>受付番号228番 又新字江端の田、1筆、面積685㎡、小作権の解約であります。</p> <p>受付番号229番 長辰字長崎の田、1筆、面積75㎡、小作権の解約であります。</p> <p>受付番号230番 笈ヶ島字西川原の田、1筆、面積591㎡のうち122㎡、耕作者高齢に伴うに伴う利用権の解約であります。</p>

事務局	<p>続きまして利用権の解約であります。</p> <p>こちらは、番号 231 番から 236 番まで、全て中間管理移行に伴う解約であります。</p> <p>受付番号 231 番 小中川の田、1 筆、面積 8,666 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 232 番 二階堂字家ノ脇の田、1 筆、面積 95 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 233 番 二階堂字諏訪ノ木の田他、計 5 筆、面積 4,214 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 234 番 二階堂字諏訪ノ木の田、1 筆、面積 110 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 235 番 関崎字寺浦の田他、計 23 筆、面積 21,316 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 236 番 吉田宮小路字川原の田他、計 7 筆、面積 12,473 m²、利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>続きまして、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号 237 番 小古津新の田、1 筆、面積 7,482 m²、地権者耕作のため、利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>次の番号 238 番から 241 番まで、中間管理移行に伴う解約であります。</p> <p>受付番号 238 番 二階堂字諏訪ノ木の田他、計 3 筆、面積 12,292 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 239 番 又新字江端の田、1 筆、面積 5,060 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 240 番 吉田本町字前田の田、1 筆、面積 1,318 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 241 番 米納津の田、1 筆、面積 2,547 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 242 番 野本の田、1 筆、面積 4,278 m²、基盤法売買に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 243 番 国上字太田前の田、1 筆、面積 1,027 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 244 番 国上字居下の田、1 筆、面積 1,345 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p>
事務局	<p>最後に中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号 245 番 小中川字境浦の田、1 筆、面積 707 m²、錯誤による</p>

事務局	<p>利用権の解約であります。</p> <p>次に、会長報告第 30 号、「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号 16 番 南六丁目の宅地他、計 8 筆、200.85 m²、現況は非農地、宅地、転用許可等の有無は有り、記載のとおり、昭和 38 年 2 月 25 日、農地法第 5 条、宅地造成から、昭和 39 年 11 月 28 日の倉庫まで、計 4 回の許可済みとなっております。</p>
事務局	<p>次に、会長報告第 31 号、「電気事業者が送電用若しくは配電用の施設等に供するための転用届けについて」であります。</p> <p>受付番号 5 番 佐善村新田字切替沖の田他、計 10 筆、5,902.73 m²のうち、265.6 m²、転用の目的は鉄塔補修工事のための一時転用、地域としては、農用地区域内であります。位置図は議案資料 1 頁をご覧ください。</p> <p>申請ヶ所は 4 カ所となります。参考として、佐善村新田の仮設平面図を添付しました。</p> <p>鉄塔の下は、申請者の所有地であることから、作業スペースから所有地を除いた面積が、一時転用面積として計上されています。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p>
議 長	<p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p> <p>議案第 62 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 62 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 50 番 国上字居下の田、1 筆、面積 187 m²、契約内容は売買、対価は〇円、位置図は議案資料 2 頁をご覧ください。</p> <p>受付番号 51 番 栗生津字山王の田畑、計 2 筆、面積 1,914 m²、契約内容は売買、対価は 10 万〇円、位置図は同じく議案資料 2 頁になります。</p> <p>受付番号 52 番 柳山字前畑の田、1 筆、面積 88 m²、契約内容は売買、</p>

	<p>対価は〇円、位置図は議案資料 3 頁をご覧ください。 譲受人は隣接地で耕作をしているものであります。 以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る 2 月 18 日、第 1 事前審査委員会が開催されておりますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>2 月 18 日、午前 9 時 30 分より、燕市民交流センター 3 階多目的ホールで、第 1 事前審査委員会を開催し、委員 1 名の欠席により 13 名で審査の結果、「農地法第 3 条の規定による許可申請」3 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。 これより審議をお願い致します。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とすることで、異議ありませんか。 (異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第 63 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 63 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。 受付番号 86 番 下粟生津字下組の畑、1 筆、面積 453 m²、転用目的は住宅、契約内容は使用貸借。令和 3 年 7 月 31 日完工予定。 位置図、土地利用計画図は議案資料 4～5 頁をご覧ください。既存住宅が老朽化したことから親族の農地を借り受け、新たに住宅を建築するものであります。 申請地は、農振白地の集落内で宅地に連たんする農地であることから、第 3 種農地であると判断される所とあります。 受付番号 87 番 吉田本所字本地の田、計 3 筆、面積 6,517 m²、転用目的は宅地分譲 (28 区画)、契約内容は売買。令和 3 年 7 月 31 日完工予定。</p>

事務局	<p>位置図、土地利用計画図は議案資料 6～7 頁をご覧ください。事業拡大のため、28 区画の宅地分譲用地を造成するもの。</p> <p>申請地は、第一種中高層住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 88 番 笈ヶ島字笈掛石の田、計 2 筆、面積 4,077 m²、転用目的は、工事用仮設事務所、及び駐車場 (76 台)、契約内容は賃貸借。令和 6 年 3 月 15 日までの一時転用であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 8～9 頁をご覧ください。土地収用法により取得した燕市浄水場の建設に必要な現場事務所・及び駐車場用地として一時転用をおこなうものであります。</p> <p>申請地は、農用地であります。浄水場建設に必要な仮設事務所や駐車場用地として代替の無い農地で、第 1 種農地であっても許可可能 (不許可の例外) と判断できることから、許可はやむを得ないと判断されるところであります。</p> <p>また、約 5 分の建設用地内には、作業工程の関係から、現場事務所を設置した場合、一年以内に移転が必要となること、作業員の人数から駐車場の確保ができない事を確認しております。</p>
事務局	<p>なお、事前審査会で、一時転用は、3 年 6 月になっているが、これ以上遅れた場合はどうなるのか?との質問がありました。</p> <p>これにつきましては、3 年以上の一時転用は許可となりませんので、改めて申請を提出することとなります。</p> <p>また、現地は遮断シートを敷設するなど、砂利などが混在しない設計となっていること、併せて公共工事での申請であることから農地への復旧は確実であると思われることを考慮し、判断していくこととなります。</p> <p>受付番号 89 番 佐渡字向川原の畑、1 筆、面積 376 m²、転用目的は作業所及び駐車場 (5 台)、契約内容は売買。令和 3 年 5 月 31 日完工予定。</p>

	<p>位置図、土地利用計画図は議案資料 10～11 頁をご覧ください。自宅で機械の制御盤の設計・製作をしていましたが、手狭となったため自宅前の農地を譲り受け、作業場をつくるもの。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内で宅地に連たんする農地で、周辺農地への影響も少ないと思われることから、第 3 種農地と判断されるところであります。</p> <p>次の番号 90 番と 91 番は関連でありますので、併せて説明します。</p> <p>受付番号 90 番 大曲字曾根の田、計 2 筆、面積 1,897 m²、転用目的は店舗及び駐車場 (329 台) の一部 (48 台相当) であります、契約内容は売買。令和 3 年 11 月 30 日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 12～13 頁をご覧ください。番号 91 番と同じ申請者が、店舗及び駐車場を造成する一部であります。</p> <p>続いて、受付番号 91 番 大曲字曾根の田畑、計 35 筆、面積 14,318 m²、転用目的は店舗及び駐車場 (329 台)、契約内容は賃貸借。令和 3 年 11 月 30 日完工予定。</p> <p>事業拡大のため、店舗を建築するものであります。店舗敷地は、ほぼ賃貸借であります、うち 2 筆のみ売買 (駐車場 48 台) のため、別申請となったものであります。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>また受付番号 90 番は、91 番との一体利用地 (合計面積 16,215 m²) となるため、併せて異常設審議会の同意案件となるものであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
事務局	
議長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	事前審査会では、受付番号 87 番の宅地分譲、88 番の一時転用地、90 番 91 番の店舗の 4 件について、現地確認し、事務局から説明を受けました。審査の結果、農地法第 5 条申請 6 件、異議がなかった事を報告致

議 長	<p>します。</p> <p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。 これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p> <p>なお、只今異議なしとした農地法第5条の許可について、3,000㎡を超える案件と一体利用地については、許可相当として県常設審議委員会への諮問のあと、許可と致します。</p>
議 長	<p>次に、議案第64号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第64号「農用地利用集積計画(案)の決定について」であります。</p>
事務局	<p>それでは、所有権移転になります。</p> <p>受付番号31番 野本の田、1筆、面積4,278㎡、対価は450万円。 移転時期は令和3年3月22日。引渡し時期は令和3年3月31日。位置図、土地利用計画図は、議案資料14頁をご覧ください。</p> <p>受付番号32番 又新字江端の田、1筆、面積685㎡、対価は〇円。 位置図、土地利用計画図は、同じく議案資料14頁になります。</p>
事務局	<p>次の33番と34番は交換になります。</p> <p>受付番号33番 笈ヶ島字本成寺森の田、1筆、面積1,016㎡。位置図、土地利用計画図は、議案資料15頁をご覧ください。</p> <p>受付番号34番 笈ヶ島字本成寺森の田、1筆、面積906㎡。位置図は、同じく議案資料15頁になります。</p>
事務局	<p>次の35番から38番までは、隣接した農地になりますので、一枚の位置図に記載をしています。</p> <p>受付番号35番 大船渡字日出瀧の田他、計4筆、面積3,308㎡。対価は〇円。位置図は、同じく議案資料15頁になります。</p> <p>受付番号36番 又新字道下の田、1筆、面積386㎡。対価は〇円。 番号35番に隣接する農地になります。</p> <p>受付番号37番 又新字道下の田、1筆、面積66㎡。対価は〇円。番号36番に隣接する農地になります。</p>

	<p>受付番号 38 番 又新字道下の田、1 筆、面積 720 m²。対価は〇円。 番号 37 番に隣接する農地になります。</p>
事務局	<p>続きまして、利用権設定であります。<u>議案 17 頁</u>をご覧ください。 受付番号 50 番 小高字藤曲の田、計 3 筆、面積 3,013 m²、10 年の再 設定、対価は現物であります。 受付番号 51 番 小中川の田、計 2 筆、面積 8,037 m²、10 年の再設定、 対価は記載のとおりであります。 説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 1 事前審査委員会 が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い 致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、農業経営基盤強化法による所有権移転 8 件、利用権の再 設定 2 件、異議がなかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審 議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告の とおり決定とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決定す る事に決しました。</p>
議 長	<p>次に議案第 65 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画 (案) の決定について及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致し ます。事務局に一括して説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 65 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画 (案) の 決定について及び農用地利用配分計画の認可について」であります。 議案の 19 頁をご覧ください。 はじめに、農用地利用集積計画であります。 事前に配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。 受付番号 349 番 燕字割前の田、計 2 筆、面積 1,233 m²、利用権の設 定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 13 年 3 月 5 日までの 10 年、単価については記載のとおりで すので、お読み取りください。 また、受付番号 394 番は、早渡保委員の関係案件とな</p>

	<p>ります。</p>
事務局	<p>続いて、8年の集積計画であります。39頁をご覧ください。 受付番号 435 番 横田字小竹田の田他、計5筆、面積13,302㎡、設 定期間は令和11年3月5日までの8年、単価について は記載のとおりです。</p>
事務局	<p>次に、6年の集積計画であります。40頁をご覧ください。 受付番号 436 番 五千石字南谷地の田、1筆、面積1,027㎡、設定期 間は令和9年3月5日までの6年、単価については記 載のとおりです</p>
事務局	<p>次に、5年の集積計画であります。41頁をご覧ください。 受付番号 437 番 国上字太田前の田、1筆、面積2,255㎡、設定期間 は令和8年3月5日までの5年、単価については記載 のとおりですので、お読み取りください。</p>
事務局	<p>続いて、配分計画であります。42頁になります。 10年の配分計画であります。 受付番号 184 番 燕字割前の田、計2筆、面積1,233㎡、利用権の配 分を受ける者の設定期間は、令和13年3月5日までの 10年であります。以下お読み取りください。 次に、議案60頁をご覧ください。 8年の配分計画であります。 受付番号 209 番 横田字小竹田の田他、計5筆、面積13,302㎡、利 用権の配分を受ける者の設定期間は、令和11年3月5 日までの8年であります。 また、この申請は大久保委員の関係案件となります。 次に、議案61頁をご覧ください。 6年の配分計画であります。 受付番号 210 番 五千石字南谷地の田、1筆、面積1,027㎡、利用権 の配分を受ける者の設定期間は、令和9年3月5日ま での6年であります。 次に、議案62頁をご覧ください。 5年の配分計画であります。 受付番号 211 番 国上字太田前の田、計2筆、面積3,282㎡、利用権 の配分を受ける者の設定期間は、令和8年3月5日ま での5年であります。</p>

事務局	<p>続いて、議案 63 頁をご覧ください。 配分計画の移転であります。 受付番号 18 番 大保字乗出の田、5 筆、面積 4,749 m²、利用権の移転を受ける者の設定期間は、令和 9 年 12 月 31 日までの 7 年であります。</p> <p>以下、新たな農業法人の設立に伴い、16 件の移転申請が提出されております。あとでお読み取り下さい。</p> <p>なお、集積及び配分計画に伴う関係委員の案件は、配分計画の 8 年で大久保委員の関係案件 1 件となります。</p>
事務局	<p>また、今回は四つの農地所有適格法人が新たに利用権の設定を受けることになるため、要件確認資料を添付しましたので、議案 68 頁の議案第 64 号・65 号関係資料をご覧ください。</p> <p>今回の所有権移転の譲受人となる 1 番の農事組合法人「にかいどう」から、4 番の農事組合法人「ていーえむ農産」は、(1) から (4) までの農地所有適格法人の全ての要件を満たしていることを確認しております。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である集積計画の番号 394 番、及び配分計画の番号 209 番を除いて三浦委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、農用地利用集積計画の番号 394 番を除いた 90 件、異議がなかった事、また、配分計画の受付番号 209 番を除いた 17 件、配分計画の移転 4 件、意見は特になかった事を報告します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p>
議 長	<p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、集積計画は原案どおり「決定」する事、また関係委員の案件を除く農用地利用配分計画、及び配分計画の移転については、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり集積計画については、原案どおり決定する事、また、配分計画については、意見は「特になし」とする事に決しました。</p>

議 長	<p>それでは関係委員である、議席番号 11 番早渡秀夫委員、12 番大久保委員は退席願います。</p> <p>(関係委員 退室 午後 2 時 5 分)</p>
議長	<p>それでは、関係委員の案件、集積計画受付番号 394 番と、配分計画受付番号 209 番について、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、関係委員の集積番号 394 番、配分計画受付番号 209 番について、意見は特に無かったことを報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定する事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定する事に決しました。</p>
議 長	<p>関係委員は、入室願います。</p> <p>(関係委員 入室・着席 午後 2 時 7 分)</p>
議 長	<p>退席された早渡委員、大久保委員に報告します。関係委員の案件につきましては、特に「意見はなし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。</p>
関係委員	<p>ありがとうございました。</p>
議 長	<p>なお、議案第 64 号、議案第 65 号の案件につきましては、3 月 5 日の告示により効力が発生する事になります。</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第 11 回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午後 2 時 8 分)</p>

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年2月26日

総会議長 本中依登志

議事録署名委員 佐藤春夫

議事録署名委員 江辺耕一
